

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくばいじんに係る排出基準

項		施設種類	排ガス規模 (万m <sup>3</sup> /h) <sup>*3</sup>	排出基準 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>*4</sup>		On <sup>*5*6</sup>
別表 第3 <sup>*1</sup>	別表 第5 <sup>*2</sup>			A 地域	A 地域 以外	
一	1	反応炉（食品製造用のもの）		0.10	0.20	6
二	2	直火炉（食品製造用のもの）		0.10	0.20	6
三	3	加熱炉（食品製造用のもの）	4 以上	0.08	0.15	6
			4 未満	0.10	0.20	6
四	4	ばい焼炉（無機化学工業品製造用のもの）		0.10	0.15	Os
五	5	焼結炉（無機化学工業品製造用のもの）		0.10	0.15	Os
六	6	煨(か)焼炉（無機化学工業品製造用のもの）		0.15	0.25	Os
七	7	活性炭製造用の反応炉（塩化亜鉛を使用するものを除く）	1 以上	0.10	0.20	6
			1 未満	0.15	0.20	6
	8	無機化学工業品製造用の反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含み、7項のもの及び鉛系顔料製造用のものを除く）		0.10	0.20	6
八	9	直火炉（無機化学工業品製造用のもの）		0.10	0.20	6
九	10	加熱炉（無機化学工業品製造用のもの）	4 以上	0.08	0.15	6
			4 未満	0.10	0.20	6
一〇	11	電気炉（カーバイト製造用のもの）		0.08	0.15	Os
一一	12	石灰焼成炉（土中釜）		0.20	0.40	15
	13	石灰焼成炉（12項以外のもの）		0.15	0.30	15
	14	焼成炉（セメント製造用のもの）		0.05	0.10	10
	15	焼成炉（耐性レンガ又は耐火物原料製造用のもの）		0.10	0.20	18
	16	焼成炉（12項～15項以外の、窯業製品製造用のもの）		0.15	0.25	15
一二	17	板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む）の製造用溶融炉		0.08	0.15	15
	18	光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用溶融炉		0.08	0.15	16
	19	溶融炉（17項、18項以外のもの）		0.10	0.20	15
一三	20	加熱炉（窯業製品製造用のもの）	4 以上	0.08	0.15	15
			4 未満	0.15	0.25	15
一四	21	ばい焼炉（金属精錬用のもの。銅、鉛又は亜鉛の精錬用のものを除く）		0.10	0.15	Os
一五	22	焼結炉（フェロマンガ製造用のもの）		0.10	0.20	Os
	23	金属精錬用の焼結炉（ペレット焼成炉を含み、22項のもの及び銅、鉛又は亜鉛の精錬用のものを除く。）		0.10	0.15	Os
一六	24	煨(か)焼炉（金属精錬用のもの）		0.15	0.25	Os

項		施設種類	排ガス規模 (万m <sup>3</sup> /h) <sup>*3</sup>	排出基準 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>*4</sup>		On <sup>*5*6</sup>
別表 第3 <sup>*1</sup>	別表 第5 <sup>*2</sup>			A 地域	A 地域 以外	
一七	25	溶解炉 (アルミニウム再生用反射炉)		0.10	0.20	Os
	26	金属の精製又は鑄造用の溶解炉 (25 項のもの並びにこしき炉、銅若しくは鉛若しくは亜鉛の精錬、鉛の第二次精錬 (鉛合金の製造を含む。)) 若しくは鉛の管若しくは板若しくは線の製造又は鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉並びに鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉及び反射炉を除く。)		0.10	0.20	Os
一八	27	溶解炉 (金属の製錬又は合金の製造用)	4 以上	0.05	0.10	Os
	28	溶解炉 (アルミニウムの地金又は合金製造用反射炉)	4 未満	0.10	0.20	Os
	29	金属の製錬又は合金の製造用の溶解炉 (28 項以外のもの)	4 未満	0.10	0.20	Os
一九	30	加熱炉 (金属の鍛造・圧延、金属・金属製品の熱処理用のもの)		0.10	0.20	11
二〇	31	加熱炉 (金属・金属製品の溶融めっき用のもの)	4 以上	0.08	0.10	11
			4 未満	0.10	0.20	11
二一	32	電気炉 (合金鉄製造用 (珪素含有率 40% 以上))		0.10	0.20	Os
	33	電気炉 (合金鉄製造用 (珪素含有率 40% 未満))		0.08	0.15	Os
	34	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造用の電気炉 (32 項、33 項のものを除く)		0.05	0.10	Os
二二	35	電気炉 (金属の精製・製錬・合金の製造用のもの)		0.05	0.10	Os
二三	36	骨材乾燥炉		0.20	0.50	16
			備考:直接熱風乾燥炉は On=Os			
二三	37	乾燥炉 (36 項のもの及び銅、鉛又は亜鉛の製錬の用に供するものを除く。))		0.10	0.20	16
			備考:直接熱風乾燥炉は On=Os			
二四	38	廃棄物焼却炉 (連続炉のもの)		0.15	0.50	12
	39	廃棄物焼却炉 (38 項以外のもの)		0.25	0.50	12

備考

\*1 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3の「ばいじんに係る届出施設」の項番号である。

\*2 同規則別表第5の「ばいじんに係る規制基準」の項番号である。

\*3 「最大排出ガス量」「排出基準」は、温度0℃、圧力1気圧に換算した1時間あたりの湿り排出ガス量の値である。

\*4 地域区分については、次項の「【参考】地域区分」参照

\*5 ばいじんの濃度は次の式により換算 (標準酸素濃度補正方式による補正) された値とする。

$$C = C_s \times (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

C : ばいじんの濃度 (単位 g/m<sup>3</sup>)

C<sub>s</sub> : JIS Z 8808 により測定されたばいじんの値 (単位 g/m<sup>3</sup>)

O<sub>n</sub> : 標準酸素濃度 (施設種類ごとに定める値) (単位 %)

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は20%とする) (単位 %)

\*6 熱源として電気を使用する施設の標準酸素濃度は、O<sub>n</sub>=O<sub>s</sub> すなわち C=C<sub>s</sub> とする。

1 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん (1時間につき合計6分を超えない時間内に排出されるものに限る) は含まれないものとする。

2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

【参考】地域区分

地域区分		指定地域区分	
A	大阪市の区域、堺市（美原区以外の区域）・豊中市・吹田市・泉大津市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・松原市・大東市・門真市・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・忠岡町 (大気汚染防止法施行令別表第3の第58号に掲げる区域)	A-1	大阪市の区域、堺市の区域のうちJR阪和線以西の区域（石津川左岸線以南の区域のうち府道大阪臨海線以東の区域を除く）高石市の区域のうち高砂1丁目、2丁目、3丁目、羽衣公園丁、高師浜丁
		A-2	A区域のうちA-1区域以外
B	堺市（美原区）・岸和田市・池田市・高槻市・貝塚市・茨木市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・泉南市・大阪狭山市・阪南市・島本町・熊取町・田尻町・岬町 (大気汚染防止法施行令別表第3の第59号に掲げる区域)	B-1	岸和田市の区域のうち木材町、新港町、臨海町、貝塚市のうち港の区域、泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町
		B-2	B区域のうちB-1区域以外
C	能勢町・豊能町・太子町・河南町・千早赤阪村 (大阪府の区域のうち大気汚染防止法施行令別表第3の第100号に掲げる区域)		

備考 この表に掲げる区域は、現行の行政区画によって表示されたものとする。